

大規模小売店舗立地法に関する都の意見通知について

平成23年6月14日
産業労働局

大規模小売店舗立地法(以下「大店立地法」という。)に基づき検討を進めてまいりました「ファッションセンターしまむら加平店」の新設に係わる案件について、大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見を通知しましたのでお知らせします。

1 店舗概要

店舗の名称	ファッションセンターしまむら加平店
所在地	足立区加平二丁目8番地1他
設置者	有限会社伊藤倉庫
店舗面積	1,108平方メートル
営業時間	午前10時から午後8時まで

2 経緯

- (1) 平成22年10月28日 新設の届出
- (2) 平成23年5月27日 東京都大規模小売店舗立地審議会から答申

3 意見通知日

平成23年6月14日 都の意見を設置者に通知

4 意見の概要

(1)出入口の安全対策について

駐車場の出入口には一時停止線及び「止まれ」の路面表示を行い、出入庫車両の事故防止を図るとともに、右折出入庫の車両が見込まれることから、適切な安全対策を講ずること。また、店舗北側の道路からの車両の出入りが可能となっていることから、車両の出入りが出来ないよう適切な対応を図ること。

(2)店舗への案内経路の設定等について

来客車両の駐車場への案内経路の設定や来客車両による周辺道路の交通への影響について、関係局と協議の上、周辺の道路状況を反映した定量的な交通量調査に基づき、適切な予測・評価を行うこと。

(3)騒音への対策について

夜間に発生する騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測において、予測結果が騒音規制法

における夜間の規制基準値を超過していることから、騒音に配慮した上で搬出入計画を提出すること。また、特に駐車場出入口から屋上駐車場へ通じるスロープ側は住居が隣接していることから、騒音に配慮した適切な対策を講ずること。なお、騒音の予測については、計算過程を示した上で改めて適切に予測・評価を行うこと。

5 今後の手続き

設置者は、都の意見を踏まえて、届出を変更する旨の届出又は変更しない旨の通知を都に対して行う。

[参考]

「大店立地法第8条第4項の規定に基づく都の意見」とは、大型店の周辺地域の生活環境の保持の見地から、交通渋滞、騒音等に関する事項について、都が大型店の設置者に対して述べる意見です。

問い合わせ先
産業労働局商工部地域産業振興課
電話 03-5320-4840